

研究論文

教職課程における特別支援教育に関する研究

—開放制教師養成におけるカリキュラム開発—

中 村 忠 雄*

A Study of Special Support Education and the Teacher Training Course
— Curriculum Development in the Open System Teacher Education —

Tadao NAKAMURA

【要 約】開放制教師養成における特別支援教育に係るカリキュラム開発は、喫緊の課題となっている。授業の実践的研究を通じ、中央教育審議会から2005年12月8日に示された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」の趣旨に沿って関連する科目等との整合性を図りながら、カリキュラム・モデルの構築を試みた。

方法として、本学における教職課程を履修する学生の実態を分析し、教養特別講義I～V「障害児の教育と福祉」を中心に、「教育課程論」、「特別活動論」、「教職総合演習」など、関連する科目の過去5年間のシラバスを再検討した。2007（平成19）年度を目途に進められている特別支援教育に係る制度改革に向けて、教員免許認定大学が連携してモデル・カリキュラムの開発を進めが必要である。いわゆる2007年問題、大学全入時代を目前に、団塊の世代の退職とともに教員大量採用時代にも対応するため、教員の資質の向上は社会的使命である。この理想を実現するためには、一時間一時間の講義内容の充実が、地道ではあるがベターな方策であると考える。そのためにもカリキュラムの改善・開発が急務である。

カリキュラム・モデルでは、15項目にわたりテーマ、サブテーマ及び教材を示し、これらを実態に合わせて構成することにより、シラバスが作成できる。

限られたスタッフで可能な限りよりよいカリキュラムを開発することは、すべての開放制教師養成の課題であり、それぞれの大学がネットワーク等により交流できることを願っている。また、特別支援教育のためのテキストの開発が必要であると考えている。

* 摂南大学外国語学部

I. はじめに

今日の学校教育は多くの課題をかかえ、従来の教育内容・方法だけでは対応が難しくなっている。特に、健康安全面や登下校の問題などは学校だけでは対応できず、家庭・学校・地域の連携が必須の要件となっている。加えて従来の枠組みが大きく変わろうとしている。戦後60年を経過した今日、これまでにない一大変革が進められていることは、後の歴史が証明することとなるだろう。この時代に教師養成にかかわった者が、歴史の審判に応えられるような教育の創造を図っていくことが必要である。

そのために現在多様な方策が考えられ、実行されているが、ここでは障害児教育の視点から当面の対応について考えていく。「障害児教育は、教育の原点である」といわれる。その理由として、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かい指導や、一人ひとりに応じたカリキュラム（個別の指導計画）や発達障害における教科書によらない指導内容・方法の創造などが大きな理由とされている。しかし、一人一人のニーズに対応するという視点では、全ての児童生徒が固有のニーズを持っており、障害児教育の理念は、すべての児童生徒に実現されなければならない。その意味で通常の教育と障害児教育は、分離（segregation）の時代から統合（integration）の時代を経て、包括（inclusion）の時代に入ったといえる。分離の時代にも、統合・包括の理念はあった。統合の時代にも、分離・包括が含まれていた。包括の時代の次の時代には、ウォルフェンスベルガーなどの、ソーシャル・バロリゼーション（social valorization）すなわち、教育・福祉の質的向上を一人一人に実現していくこと、あるいはよりよい社会的役割を身につけること、が新しい理念となることも予測できる。

特別支援教育の理念が、すべての児童生徒の教育に生かされることによって、いじめや不登校などへの課題についても多くの示唆が得られるものと考える。その意味で特別支援教育は、これまでのいわゆる特殊教育と言われた時代と異なり、全ての教員の課題となっている。教師養成段階で、どのような内容をどの程度取り上げるかを早急に検討しなければならない。

II. 課 題—大学におけるカリキュラム開発の必要性とその視点

開放制教師養成においてそれぞれの大学の特徴を生かしながら、特別支援教育の内容を授業の中で最大限取り入れることを検討しなければならない。顕在的カリキュラムのみならず、いわゆる潜在的カリキュラムも含めて検討することが必要である。これらについての基本的考え方や方向性を検討する視点は以下のとおりである。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」 中央教育審議会（平成17年12月8日）に示された内容：

1. 基本的認識として、「我が国は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会に移行しつつある」と示している。その上で、障害のある子どもの教育については、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が平成15年3月にとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下、「協力者会議最終報告」という。）において、「特殊教育（Special Education）」から「特別支援教育（Special Support

Education)」への転換を、『障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換』と定義している。

従来の「特殊教育（障害児教育）」に加えて、「特別支援教育」においては、学習障害（LD : Learning Disabilities）・注意欠陥／多動性障害（ADHD : Attention-Deficit/Hyperactive Disorder）・高機能自閉症等（以後LD等と記す）を含むこととなった。そのため、今後の教職課程においてはカリキュラムの中にこれらに係る内容を取り入れることが必要である。

この答申に示された『特別支援教育の対象の概念図』は、これらの関係を分かりやすく示しており、授業の中で用いることが有効である。

2. 特別支援教育の理念と基本的な考え方について：

「特別支援教育」の理念が「障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒（以下生徒等と記す）一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行なうものである」とことから考え、就学前・就学中・卒業後へと、まさにラングラン（1965）の提唱した生涯学習の視点が、障害児教育においても生かされなくてはならない。その上で、一人一人の「自立とは何か」、「社会参加とは」、「当事者の選択・決定・参加とは」などを基本に据えることが必要である。

これらの趣旨は福祉の分野では、2003年度を初年度として10年間を見通した障害者施策が示されている「障害者基本計画」においても述べられている。医療・教育・福祉・労働の具体的な連携が必要になっている。

また、2005年4月1日から施行された「発達障害者支援法」には、発達障害に関して、早期発見や発達支援に係る国及び地方公共団体の責務、学校教育における支援や就労支援等について定め、発達障害に対する総合的な支援の充実が重要な政策課題となっている。これまでにも教師には、福祉に関する知識が十分でないことを指摘されているが、障害児教育の課程でなくとも、福祉に関する最低限の知識等をシラバスの中でどのように取り上げるかを検討する必要がある。

教育と福祉に関する基礎として、人が人を援助すること・支援することとは何か、ということをディスカッション形式で考えることが必要である。限られた時間数の中でどこまで可能かは難しいところであるが、講義全体を通じて「ケアしケアされる関係性について」考えることは、これから教師にとって非常に大切なことである。

さらに「協力者会議最終報告」には特別支援教育の積極的な意義について、『LD等の状態を示す児童生徒が、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があり、それが不登校につながる場合があるなどの指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待される。さらに、これらの生徒等については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握しそれに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方方が学校全体に浸透することにより、障害の有

無にかかわらず、当該学校における生徒等の確かな学力の向上や豊な心の育成にも資するものと言える。こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられる』とし、さらに『特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有することをめざすべきである』と結んでいる。「特別支援教育」の内容を教職課程のみならず、すべての学生に必要な内容として検討する意義を示しているものである。

3. 小・中学校における制度的見直しに関連して：

現行の学習指導要領には、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれにも「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒や高齢者などの交流の機会を設けること」（中学校学習指導要領総則）と、交流教育と障害者理解の推進について示されている。

これに呼応する形で、2004年6月に一部改正し公布された「障害者基本法」には、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と規定されている。特別支援教育においては、交流や理解の推進にとどまらず、通常の学級に在籍しているLD等の児童生徒への指導及び支援が学校教育における目下の急務となっている。このため、個別的かつ弾力的な指導及び支援が必要であり、「通常の学級における教員の適切な配慮、チームティーチングの活用、個別指導や学習内容の習熟度に応じた指導の工夫などに加え、必要に応じて通常の学級を離れた特別の場での指導及び支援を受けられるようにすることが有効である」と示されている。大学における教職課程では、「教育方法論」、「特別活動論」などで、チームティーチング、カウンセリング・マインド、プレゼンテーション能力、習熟度別指導等について取り扱う必要がある。

以上の観点から、教職課程における特別支援教育に関するカリキュラム開発を検討することが必要であると考えた。

III. 実態と方法

本学の教職課程に係る実態は、以下のとおりである。

1. 本学における学部別在籍者及び教職免許取得者の状況：

表-1 学部別在籍者

年度	全学部	工 学	外 国 語	経営情報	薬 学	法 学
2004	6,500	2,157	930	1,419	1,035	959
2005	6,192(%)	2,071(33.4)	906(14.6)	1,280(20.7)	1,019(16.5)	916(14.8)

中村 忠雄：教職課程における特別支援教育に関する研究

(注)：工学部には、都市環境システム工学科（C）、建築学科（A）、電気電子工学科（E）、機械工学科（M）及びマネジメント工学科（B）が設置されている。
 外国語学部には、外国語学科（L）が設置されている。
 経営情報学部には、経営情報学科（S）及び経営環境情報学科（K）が設置されている。
 薬学部には、衛生薬学科（H）及び薬学科（P）が設置されている。
 法学部には、法律学科（J）が設置されている。

表－2 教職免許取得者数

年 度	全学部	工 学	外 国 語	経営情報	薬 学	備 考
2001	53	10	32	2	9	法学部の教職課程は、2004年度に設置された。
2002	48	18	20	6	4	
2003	42	6	26	8	2	
2004	57	14	21	19	3	
2005	68(%)	20(29.4)	28(41.2)	17(25.0)	3(4.4)	

(注)：工学部：C・A・E・M科では、高等学校教諭一種免許（工業）、B科では高等学校教諭一種免許（工業／情報）が取得できる。
 外国語学部：高等学校教諭一種免許／中学校教諭一種免許（英語／中国語）が取得できる。
 経営情報学部：S科では、高等学校教諭一種免許（商業／情報）、K科では、高等学校教諭一種免許（情報）が取得できる。
 薬学部：高等学校教諭。
 法学部：高等学校一種免許（地理歴史・公民）及び中学校一種免許（社会）が取得できる。
 2005年度は、取得見込み者数である。

2. 教養特別講義「障害児の教育と福祉」の受講者の状況：

表－3 教養特別講義「障害児の教育と福祉」受講者数

年 度	全学部	工 学	外 国 語	経営情報	法 学	備 考
2001	60	7	29	7	17	
2002	67	10	17	26	14	
2003	113	9	33	19	52	
2004	100	9	57	11	23	
2005	110(%)	19(17.3)	67(60.9)	6(5.5)	18(16.4)	

(注) 薬学部は、校地が別であり受講者がないため掲載せず。2005年度は、時間割の関係等で工学部のE科、B科の受講者はなかった。

IV. 特別支援教育に関するカリキュラム開発

これまでの実践の分析及び反省を踏まえ、教養特別講義「障害児の教育と福祉」を中心に以下のよう、特別支援教育に関するカリキュラム・モデルを考えた。教職科目との関連や各学部の講義科目との関連、ボランティア活動や見学会などをも視野に入れ、一人一人のニーズに応じた多様な選択が可能なように配慮した。可能な限り、「学生の学びの経験」を授業の中で確認しながら進めていくことが必要である。

1. カリキュラム改善の視点

教職課程の質的水準を向上するために、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間答申）」では、「教職指導」の充実と大学における組織的指導体制の整備等に関し、インターンシップ等の学校現場や教育関連施設を体験する機会や、子どもとの触れ合いの機会を設けることなどが提言されている。さらに、構造的・体系的にカリキュラムを編成し、教職課程全体を通じて教職指導を行う上で、モデルカリキュラムの開発研究は、大きな意義を有するものであると述べている。

また、「平成16年度教員免許課程認定大学実地視察報告」では、現場理解のために学生ボランティアを支援することの必要性、教職に関する科目への現職教員教職経験者の登用などいくつかの特色ある取組が紹介されているので、これらを積極的に取り入れていきたいと考えている。また、「教育の基礎理論に関する科目」に含めることが必要な事項である「障害のある児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の取扱いについての指摘を行った大学が多く見られたと報告されている。各教育委員会との一層の連携を図りながら、日々変わりゆく教育現場の現状を把握し、特色ある質の高い教員養成が期待されている。

2. カリキュラム改善のための方策

大きくは以下のような視点から、授業を総合的に評価し、カリキュラム改善の参考とした。

- (1) 授業後の学生によるアンケートの活用。
- (2) 現場の状況を具体的に理解するために、視聴覚教材の活用。
- (3) 参加型学習の機会を多くするため、グループ・ディスカッション、プレゼンテーション、パネルディスカッション、意見交換等の機会を設ける。
- (4) 限られた時間数の中で可能な限り、一人一人の学生のニーズに対応するため、出席カードの裏面等を活用して、学生の質問等に次回の授業の中で答える等きめ細かい配慮をする。
- (5) 授業以外に任意参加の形で、学校見学や施設、福祉機器企業見学などの機会を設ける。
- (6) 外部講師として、企業や福祉施設の職員の支援を仰ぎ連携を深める。

中村 忠雄：教職課程における特別支援教育に関する研究

3. カリキュラムの構成

過去5年間の改善をベースに、次年度以降の「障害児の教育と福祉」のカリキュラム・モデルを以下のように構成した。

表-4 カリキュラム・モデル

テーマ及びサブテーマ		内容及び教材等
0 1	「障害」とは ①障害とは何か ②障害観の変遷 ③国際生活機能分類	・障害に関するいろいろな用語 ・世界の障害児教育・福祉の潮流 ・国際障害分類（1980年版と2001年版）の比較 ・障害に関するキーワード
0 2	障害の受容と理解 ①死の受容過程 ②障害の受容 ③障害の理解	・キューブラ・ロス／川口正吉訳『死ぬ瞬間』を教材に ・障害受容の段階説とその危険性 ・慢性的悲哀（オルシャンスキイ：1962）について ・当事者の詩や文から学ぶ（CD/DVD/VTR）
0 3	障害児の教育 ①障害児教育の歴史 ②盲・聾・養護学校 ③障害児学級等	・世界／日本の障害児教育の歴史について概観 ・盲・聾・養護学校教育について（VTR） ・障害児学級について ・通級指導教室及び訪問教育について
0 4	障害者の福祉 ①障害者自立支援法 ②自立について ③ユニバーサルデザインとは	・「自立」とは何か（グループ・ディスカッション） ・障害者自立支援法の理念と概要について ・バリアとバリアフリー／ユニバーサルデザインの7つの原則 ・ハートビル法について（上記を含めミニレポート）
0 5	視覚障害について ①視覚障害の特性 ②点字について ③介助法について	・視覚障害の種類と程度 ・点字の成り立ち／キャンパス内及び駅周辺の点字 ・自分の名刺を作つてみよう（実習） ・介助の仕方（クロック・ポジション等）（実習）
0 6	聴覚障害について ①聴覚障害の特性 ②指文字／手話について ③補聴器について	・聴覚障害の種類と程度 ・デシベル（dB）について ・基本的な手話等について（実習） ・補聴器について（講話と演習）
0 7	知的障害について ①知的障害の特性 ②自立活動について ③就労支援について	・知的障害とは ・ピープルファーストの思想に学ぶ ・自立活動の概要について ・就労の実態（VTR）
0 8	肢体不自由について ①運動障害の特性 ②ADLについて ③車椅子の介助	・肢体不自由（運動障害）／脳性まひを中心には ・ADLとは ・IL（Independent Living）運動から学ぶこと ・車椅子の構造と介助法（講話と演習）

テーマ及びサブテーマ		内容及び教材等
09	病弱について ①病弱の特性 ②医療と教育の連携 ③情緒障害等について	・病弱（身体虚弱）とは ・病弱教育の実際 ・ベッドサイド教育など ・思春期病棟などでの教育の実際
10	重複障害について ①重複障害とは ②発達障害と重複障害 ③医療的ケアとは	・重複障害とは ・身体障害と知的障害 ・重度／重複障害 ・医療的ケアの実際
11	特別支援教育Ⅰ ①特別支援教育の概念 ②特別なニーズとは ③交流と共同学習	・特殊教育から特別支援教育への転換について ・特別支援教育の理念に学ぶ ・特別なニーズ教育（S E N）の考え方 ・共同学習とは
12	特別支援教育Ⅱ ①LDについて ②ADHDについて ③自閉症について	・身体障害と発達障害 ・LDとは（VTR）／視聴後グループ・ディスカッション ・ADHDとは（VTR）／視聴後グループ・ディスカッション ・自閉症とは（VTR）／視聴後グループ・ディスカッション
13	個別の教育支援計画とは ①個別カリキュラム ②生涯学習社会との関連 ③医療・教育・福祉の連携	・個別の支援計画の理念 ・個別の教育計画の考え方 ・生涯学習社会と障害児・者 ・「発達障害者支援法」の概要
14	ボランティア活動について ①意義について ②福祉教育について ③小中学校と大学との連携	・ボランティア活動体験について ・交流教育や障害者理解について／意見交換 ・福祉教育とは ・大阪府事業「まなピング」サポート事業に学ぶ
15	高齢者と障害者 ①介護保険について ②地域生活について ③当事者の選択・決定・参加	・加齢に伴う障害について ・介護保険の概要 ・一人の市民としての障害者という視点 ・当事者主権ということ

【各テーマの内容・方法及び教材について】

【1】「障害」とは

本講では、「障害」の概念について理解することをねらいとしている。そのため、古代から現代に至る障害観の変遷について概観し、教育の分野では、1960年代の分離（segregation：

中村 忠雄：教職課程における特別支援教育に関する研究

医学的モデルとして、治療的アプローチ) から、1980年代の統合 (integration : 教育学的モデルとして、教育的アプローチ) へ、そして2000年以降の包括 (inclusion : 社会学的モデルとして、システムズアプローチ) への、世界の潮流をプリント資料により解説する。WHO (世界保健機構) の国際障害分類に関しては、1980年版の障害モデルと、2001年改定版のICF (International Classification of Functioning, Disability and Health : 国際生活機能分類) モデルをプリント資料として示し、比較検討して理解を深める。講義全体の中心となる概念であり、以後の授業の中で折々具体的な例をあげて触れることが必要である。

【2】障害の受容と理解について

人生を「生老病死」で表す思想を導入とし、死の受容、先天的身体障害の受容と発達障害の受容について比較検討し、意見交換及びグループ・ディスカッションを行う。

障害の受容の本質と諸段階については、上田敏 (1983) 「リハビリテーションを考える—障害者の全人的復権」を引用し、①ショック期→②否認期→③混乱期→④解決への努力期→⑤受容期、の諸段階の解説を通して受容の本質について共に考える。また、ドロータラ (1975) の「身体障害をもつ子どもの誕生に対する親の正常な反応」や、三木安正 (1991) による「知的障害児の親の心理」や、橋本重治 (1963) による「障害児の親の心理」なども参考とする。さらに、ナンシーコーンが提唱した、「段階説 (ステージモデル)」とその危険性や、オルシャンスキイの「慢性的悲哀」 (1962)などを紹介し、理解を深めるようにする。

その後、教材CD (井上美由紀：全国盲学校弁論大会優勝弁論「母の涙」／7分) を聞き、グループで意見交換後、感想文にまとめる。このCD教材は、多くの学生に感動的に受け止められてきたので、今後も教材として用いたいと思う。プリント資料として同時に提示することが有効である。(参考資料－1参照)

【3】障害児の教育について

学校訪問等により、体験的に理解することが望ましいが、時間的にも人数的にも実現は困難である。そのため、補講期間等に希望者に見学の機会を設けている。(大阪府立寝屋川養護学校等に依頼している。) また、介護等体験を受ける学生は例年30名前後であるが、大阪府立守口養護学校で2日間体験させていただいている。

例年最初の授業で、小中高等学校時代に、盲・聾・養護学校との交流や見学等の経験について質問しているが、経験している学生は一割に満たないのが実態である。交流教育等が学習指導要領に位置付けられたこともあり、今後は経験者が増えるものと予測している。

全国特殊教育推進連盟の刊行する「ひとりひとりの力をのばす—肢体不自由養護学校の教育—」(VTR) 等を教材として用いている。視聴後に短時間必ずグループ・ディスカッションを行い、その後ミニレポートにまとめるようにしている。

【4】障害者の福祉

「福祉とは何か」については、学生のシラバスに参考図書としてあげている、図書教材12・13を通して説明する。「自立」ということについて、グループ・ディスカッションを行い、障害者の問題を考えることを通じて、自分自身の課題（卒業後の進路）としても考えられるようになる。

ここでは、VTR「自然と共に！障害者の暑い夏」を教材として用いる。栃木県足利市“こころみ学園”など、作業所・グループホームなどの実態を学ぶことができ、感想文には、障害者の自立への努力の姿に、自分たちも努力する必要性を心に期する内容が多く見受けられる。

「障害者自立支援法」の理念と概要について触れることも大切である。これから特別支援教育関係者は福祉に対する知識・理解をもたなければならない。なお、4つのバリアについては、具体的に解説するが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの7つの原則やハートビル法については課題として、レポート提出を求めている。時間が許せば、バリアフリーについて、VTR等を通じて理解を深めることも必要である。

【5】視覚障害について

年度によって扱いを変えてきた。通常の教育においてはもちろんのこと、障害児教育にとって、いかに「コミュニケーション」が重要かという点の理解を深めるため、「ヘレンケラーはいかに教育されたか—サリバン先生の記録—」の、『1887年3月20日』(24-26p)と『1887年4月5日』(31-35p)(参考資料-2)を対比してグループ・ディスカッションまたはミニレポート課題として用いている。周知のように、前者は冒頭で、「今朝、奇跡が起った」と述べており、後者は冒頭で、「けさ、とても大切なことがおこった。・・・ヘレンは、彼女の教育で大事な第二歩を歩みだしました」と述べている。後者の「ヘレンがすべての物は名前をもっていることと、指文字が自分が知りたいすべてのことへの手がかりになるということを学んだこと」の方が、奇跡であり最も大切な第一歩なのではないかと疑問を投げかけ、学生に「問う」ことから授業を展開する。

点字については、実技指導も行なう。点字の成り立ちについて学んだあと、自分の名刺を作る。学生にとって興味関心をもって集中できる教材である。点字器については、簡便型を日本点字図書館用具事業部で販売している。学生一人一人にいきわたるよう購入し授業で使用している。

【6】聴覚障害について

聴覚障害の概要について解説及びVTRにより授業を進めている。また、本学の卒業生の働いている企業（川村義肢株式会社／パッシフィックサプライ）の協力を得て「聴覚と補聴器の構造について」、担当者から講義及び実際に装用して聞こえの様子を体験させている。工学部の学生の中には構造等に興味関心の高い学生が多い。

手話については、一時間の講義ではとても扱えないし、担当者だけでは対応できないので、概要のみである。興味関心のある学生から質問があれば、学外の講習会などを紹介している。

【7】知的障害について

教材は多いので選択が難しいが、いわゆる軽度発達障害を取り上げることが、特別支援教育の観点からも必要である。

知的障害の概念の変化を用語を通じて押さえて置く必要がある。すなわち、①死語となった「精神薄弱 (Mental Deficiency)」→ ②「精神遅滞 (Mentally Retarded)」→ ③「知的障害 (Intellectual Disability)」→ ④「知的障害のある人 (生徒) (Person/Student with Intellectual Disability)」などの概念・思想の変遷を通して理解することが大切である。ピープルファーストの当事者の言葉、「私たちの精神は薄くも、弱くもありません。私たちは、障害者

中村 忠雄：教職課程における特別支援教育に関する研究

である前に、一人の人間（People）です」に学ぶことを強調している。

知的障害の実際を知る上で、VTR「まごころケーキを召し上がる」は多くの学生が感動したとの感想を述べている。「自立活動」は障害児教育の要である。ST（言語療法）OT（作業療法）PT（理学療法）などの概念とともに、自立活動の概要について解説する。

【8】肢体不自由（運動障害）について

脳性まひを中心に、肢体不自由（運動障害）について解説する。またアメリカが発祥の地であるIL運動について解説し、自分が運動障害になったと仮定して、どのように考えるかについてグループ・ディスカッションを行なう。

日常生活動作（ADL：Activity of Daily Living）については、「自立」とも関連づけて説明する。車椅子の構造と介助法について、川村義肢の支援をえて、教室に電動車椅子を含め20台程度実際に持ち込んでいただき、解説の後、ペアを組んで学内で介助の実習を行なう。工学部の学生にとっては、構造や仕組みに大きな興味・関心があるようである。企業との連携で授業の効果をあげることができる。

【9】病弱について

病弱教育の概要について説明し、VTRやプリント資料を活用するようにしているが、教材研究の必要性を痛感している。今日の病弱養護学校の対象児が、重症心身障害、筋ジストロフィー、不登校や広義の情緒障害など多様化しているため、焦点化することが難しい。今後の課題と考えている。

【10】重複障害について

重複障害の概念について、法令等とも関連付けて概念を説明する。盲と聾、肢体不自由と病弱などの重複障害もあるが、カリキュラムの観点からは、身体障害と知的障害との重複が大きな課題であることを解説する。

また、肢体不自由教育で取り上げるべき内容とも考えられるが、医療と教育の連携の視点から、いわゆる「医療的ケア」についてここで取り上げる。糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」の考え方を紹介することも意義深い。

【11】特別支援教育Ⅰ

基本的教材として、特別支援教育に関する答申等に示されている図表等をプリント資料として、特殊教育（Special Education）から特別支援教育（Special Support Education）への転換について解説するとともに、特別支援教育のキーワードと理念への理解を深める。特別な教育ニーズ（SEN：Special Needs Education）の概念が、障害児のみでなく、すべての児童生徒に通ずる概念であることの理解を深めることが重要である。

【12】特別支援教育Ⅱ

答申に示された『特別支援教育の対象の概念図』をプリント資料として説明する。また、DSM-IVに示される主な発達障害、すなわち精神遅滞、注意欠陥／多動性障害、学習障害および広汎性発達障害の関連性について、プリント資料を用いて概説する。これらの関連性を理解すことが基礎となる。教材としては、中田洋二郎（2002）が大変分かりやすい。

その上で、LD等についてVTRを通じて具体的に理解を深める。なお、特別支援教育コー

ディネーターなどについては、概要を説明するのみである。教育大学及び大学院大学にゆだねるべき内容であると考えている。

【13】個別の教育支援計画とは

この概念については、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（2003）からプリント資料として、就学前→就学中→卒業後の流れに沿って概説する。また、生涯学習社会において、障害者に係る医療・教育・福祉の具体的な連携の必要性について意見交換などを行なう。さらに、「発達障害者支援法」の概要説明を通して、一人一人のニーズに応じた支援の必要性への理解を深める。しかし教材研究が今後とも特に必要な内容である。この法律は複雑であり、福祉関係者など外部講師の支援を仰ぐことも検討しなければならない。

【14】ボランティア活動について

障害者との交流や体験について、意見交換を行なう。小中学校と大学との連携については、大阪府事業「まなビング」サポート事業（参考資料－3）の経験者の体験発表を行なう。希望する学生には、ボランティア活動を紹介するなど、授業外での活動で補うが、在学中に少なくとも一度はボランティア活動を行なうように奨励する。本学では、スペシャル・オリンピックス、スポーツフェスタ大阪などの、障害者スポーツや夏季休業中の障害者キャンプへの参加者が多い。授業では基本的なことを押さえておくことが必要である。

【15】高齢者と障害者

高齢化の課題は「障害」であること。加齢に伴い、視覚や聴覚また運動障害などが生じること。単に加齢だけが問題ではないという観点で授業を構成する。介護等体験で福祉施設で5日間の体験については、別途事前指導を行っている。当初はこの講義で福祉施設に関する内容はほとんど取れ上げてなかった反省から、今後は「福祉を考えるための教育ビデオライブラリー」などのVTRを用いて充実する考えである。最後に今後の障害者の教育・福祉に関する考え方として、当事者（本人）の選択・決定・参加を重視し、より地域性に根ざした生活者としての視点が重要となることへの理解を深めることがまとめとして重要である。

3. 特別支援教育関連科目の取り上げ方

特別支援教育に関する内容については、単独で取り上げているのは教養特別講義「障害児の教育と福祉」であるが、関連する科目・内容とそれらが「必修」か「選択」か、また、取り扱われる学年や、前期か後期かなど、いろいろな観点から考察する必要がある。

(1) 教職科目の中では、取り扱いの程度の差はあるが、何らかの形でほぼ全ての科目の中で取り扱われているといえる。「教師論」、「教育原理」などでは、イタール、セガン、アヴェロンの野生児など障害児教育の歴史に関する内容、いじめ不登校等と関連した内容として「生徒指導論」などでも取り上げられている。また、「教育方法論」では、障害児教育の教育方法に関する内容など、「教育課程論」では、盲・聾・養護学校のカリキュラムと独自の領域である「自立活動」などが取り上げられている。また、「教職総合演習」では、福祉・健康に関する内容を取り上げる年度もある。今後とも担当者間の情報交換を密にして、整合性を図っていくことが必要である。

(2) 他の教養特別講義の中では、『社会と人権』で取り扱われる、人権とは何か、教育と人権、『国際理解と国際ボランティア』の内容として、ボランティアとは何かなどの内容との関連が大きい。配当年度の関係、選択科目であることや選択する学生の学部の偏りなどを考慮しなければならないが、それぞれの科目が、内容を中心に、導入の役割－展開の役割－まとめの役割を担い、どの教科についてもいえることであるが、相互に高めあうことで教育効果をあげることができれば理想的である。

(3) 各学部の講義の一部にも、障害児教育や福祉に関連のある内容は多い。例えば、工学部におけるユニバーサルデザインやバリアフリーに関する内容、経営情報学部における情報関係の内容、法学部における人権や社会保障に関する内容、薬学部では、ダウン症をはじめいろいろな症候群について病理学の見地から、神経症や心身症に関して薬物治療学の見地から専門的な講義がある。また、外国語学部では、教材に『レインマン』が取り上げられたり、点字（英語）の実技指導があるなど、年度により取り上げられる内容は異なるが、まさしく開放制教師養成ならではの特色ある内容と考えられる。

(4) カリキュラムについては、顕在的／潜在的、意図的／無意図的などいろいろな観点があるが、トータルとして多様な学習経験の機会を設定することが大切である。

①企業との連携について：障害児の教育と福祉の講義に関連して、講師派遣や福祉機器の貸し出しなどを通じて協力をいただいている。また、補講期間などに企業見学会を実施し講義で不足する部分を補うことに努めている。任意参加であり、参加者も少人数である。それだけに充実した体験の機会となる。

②実習体験等、いわゆるインターンシップ的に教員を経験をすることについては、先にも述べたように、大阪府事業「まなビング」サポーターとして、近隣の小中学校へ授業の空き時間を利用して参加させていただいている。大変よい経験であり、教職の意義及び動機づけとして大きな効果がある。週1～2回程度であるが、中には放課後等にも参画させていただいたり、放課後の障害児へのへのかかわりなど多様な経験をさせていただいている。

③ボランティア活動としては、教職履修者を中心としたサークル活動（えんじょいサークル）の中で、障害者スポーツや障害者キャンプ、家庭での遊び相手などを通じて経験を深めている。いずれも全員ではないので、経験の幅は多様であり、その効果の評価は難しい。

IV、今後の課題等

- 1：教養特別講義「障害児の教育と福祉」は、介護等体験を受ける学生は履修することが望ましいとしているが、必修になっていない。教職課程履修者が全員受講するとは限らないが、本学では外国語と理科を除いて取得できる免許は高等学校一種免許が中心となっていることもあり、学生一人一人の学習内容は多様にならざるを得ない。介護等の体験の事前指導等との整合性を図りながら、カリキュラム内容の構成を今後とも改善していくことが大切であると考える。
- 2：限られた時間数の中で、いわばミニマム・エッセンシャルズとも言える内容の構成を検討することが必要である。特に、担当者の専門領域等の関係もあり、福祉や福祉施設に関する内

容の取り扱いについては、今後は近隣の介護等実習を受け入れていただいている福祉施設の協力を仰ぐことも検討しなければならないと考えている。

3：過去5年間毎年カリキュラム改善に努めてきたが、どうしても総花的に広く浅くという感がいなめない。知識より、考え方・理念・障害児教育・福祉の哲学ともいえる内容に高めるにはどのように改善すればいいか、担当者自身の自己研鑽が必要である。

V、おわりに

まだまだ荒削りでカリキュラム・モデルとしては不十分であるが、学生の実態に応じて実践を通じて改善を図っていきたい。カリキュラムを「一人一人の学びの経験の履歴」としてとらえ、学生の実態に応じて、事例研究的に実践を通じて改善していくことが必要であると考える。また、特別支援教育に関する、授業のテキストを作成することが急務であると考えている。

中村 忠雄：教職課程における特別支援教育に関する研究

《参考文献》

- 01: 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2001）「21世紀の特殊教育の在り方について～一人ひとりのニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」
- 02: 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2003）「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
- 03: 中央教育審議会（2005）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」
- 04: 文部科学省初頭中等教育局教職員課（2005）「平成16年度教員免許課程認定大学実地視察報告について（事務連絡）」
- 05: 中央教育審議会（2005）「今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告）」
- 06: 文部科学省初等中等教育局／高等教育局／スポーツ・青少年局長（2005）「発達障害のある児童生徒への支援について（通知）」
- 07: 中央教育審議会教員養成部会（2005）「特殊教育免許の総合化について（報告）」
- 08: 中央教育審議会（2005）「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」

《図書教材》

- 09: 独立行政法人 国立特殊教育研究所／世界保健機構（WHO）（2005）「ICF（国際生活機能分類）活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー」、ジアース教育新社
- 10: サリバン著 遠山啓序・横恭子訳（2000）「ヘレン・ケラーはどう教育されたか—サリバン先生の記録ー」、明治図書
- 11: 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所（2005）「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、東洋館出版社
- 12: 佐藤久夫・小澤 温（2000）「障害者福祉の世界」、有斐閣アルマ
- 13: 中村忠雄（2000）「はじめての障害児教育—養護学校編」、明治図書
- 14: 中田洋二郎（2002）「子どもの障害をどう受容するか」、大月書店
- 15: OECD／鈴木陽子監修（2001）「教育のバリアフリー（Inclusive Education at Work）」、八千代出版
- 16: 特別なニーズ教育とインテグレーション学会（2002）「特別なニーズと教育改革」、クリエイツかもがわ
- 17: 全国特殊学級設置学校校長会編著（2002）「特別支援教育時代—変わる学校ー」、三晃書房
- 18: 相川恵子・仁平義明（2005）「子どもに障害をどう説明するかーすべての先生・お母さん・お父さんのためにー」、ブレーン出版
- 19: 吉田昌義・河村 久・吉川光子・柘植雅義編著（2003）「つまずきのある子の学習支援と学級経営—通常学級におけるLD・ADHD・高機能自閉症の指導ー」、東洋館出版社
- 20: 文部科学省（2004）「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
- 21: 文部科学省（2003）「学習障害（LD）への教育的支援—統・全国モデル事業の実際ー」、ぎょうせい
- 22: 黒川君江・青木美穂子・田中文恵・小林繁（2005）「〈教室で気になる子〉LD、ADHD、高機能自閉症児への手立てとヒント」、小学館
- 23: 上野一彦（2003）「LD（学習障害）とADHD（注意欠陥多動性障害）」、講談社新書
- 24: 榎原洋一（2002）「アスペルガー症候群と学習障害 ここまでわかった子どもの心と脳」、講談社新書
- 25: 柘植雅義（2004）「学習者の多様なニーズと教育政策－LD・ADHD・高機能自閉症への特別支援教育ー」、勁草書房
- 26: 佐瀬順一（2004）「先生のためのやさしい点字講座」、学事出版
- 27: 米内山明宏／緒方英秋（2001）「わかりやすい手話事典」、ナツメ社
- 28: ニキリンコ・藤家寛子（2004）「自閉っ子、こういう風にできてます！」、花風社
- 29: 金子みすゞ・栗原佳子（2000）「みすゞ詩画集 春」、株シナノ
- 30: 大村はま（2004）「灯し続けることば」、小学館
- 31: 永井哲（1998）「マンガの中の障害者たち—表現と人権」、解放出版社
- 32: 二井るり子・大原一興・小尾隆一・石田幸代（2003）「知的障害のある人のためのバリアフリーデザイ

ン」、彰国社

33:中西正司・上野千鶴子 (2003) 「当事者主権」、岩波新書

34:佐々木正美／宮原一朗 (2004) 「自閉症のための絵で見る構造化」、学習研究社 (学研)

《視聴覚教材 (VHS/DVD/CD等)》

- 01:司馬英子監修(2000)「ADHD (注意欠陥・多動性障害 その基礎知識と対応法)」(VHS)、Art Days ISBN4-900708-65-8
- 02:ラッセル・A・パークレイ監修 (1994)「パークレイ先生が語るADHDの子どもの上手な指導法—こうすれば子どもが変わるー」(VHS)、中央法規
- 03:野村みどり監修「バリアフリー ビデオシリーズ 第1巻 バリアフリー社会に向かって」、ジェムコ出版
- 04:野村みどり監修「バリアフリー ビデオシリーズ 第2巻 バリアフリー車いす体験学習」、ジェムコ出版
- 05:福祉を考えるための教育ビデオライブラリー「一人ひとり違う みんなみんな同じ ①お年寄りの暮らしと福祉」、中央法規・NHKエデュケーションナル
- 06:福祉を考えるための教育ビデオライブラリー「一人ひとり違う みんなみんな同じ ②障害のある人の暮らしと福祉」、中央法規・NHKエデュケーションナル
- 07:BBCドキュメンタリー特選 医療・福祉・心理学編「サバン症候群：自閉症の天才たち／日本語版」、丸善
- 08:ドキュメンタリー特選 医療・福祉・心理学編「人間はなぜ笑う：ADHDにおける笑いと遊びの効果／バイリンガル版」、丸善
- 09:「奇跡の人 THE MIRACLE WORKER」(DVD)、20世紀フォックス ホーム エンターテイメント ジャパン㈱
- 10:財団法人全日本ろうあ連盟監修「わかりあえる明日のために ②ろう教育編 ③ろう者の生活編 ⑤聴覚障害者福祉編 (各30分)」(VHS)、国際放映株式会社
- 11:原田泰・生田目美紀 (2004)「ゆびもじ練習 あいうえお」(DVD)、小学館
- 12:井上美由紀「生きてます、15歳。500gで生まれた全盲の女の子」、㈱ポプラ社

《テレビで放映されたもの等》

- 13:「自然と共に！障害者の暑い夏」、TBS、2000.9
- 14:「にんげんドキュメント まごころケーキを召し上がり」、NHK、2002.12
- 15:「その時歴史が動いた：ヘレンケラーの来日」、NHK、2001.10
- 16:「福祉ネットワーク NHK障害者福祉賞手記」、NHK、2005.12
- 17:「福祉ネットワーク 軽度発達障害Q&A」、NHK、2005.5
- 18:「福祉ネットワーク 発達障害の子 ぼくも楽しく学べた！」、NHK、2005.5
- 19:「LDに悩む子」、NHK、2005.5
- 20:「スペシャル・オリンピックス」(2005世界大会／長野県)

《絵・マンガ教材等》

- 01:落合みどり・宮本信也・ふじわらひろこ (2003)「十人十色なカエルの子—特別なやり方が必要な子どもたちの理解のためにー」、東京書籍株式会社
- 02:やまもとおさむ (1991)「わが指のオーケストラ」、秋田書店
- 03:戸部けいこ (2001)「光とともに・・・—自閉症を抱えてー」、秋田書店
- 04:佐藤秀峰 (2003)「ブラックジャックによろしく」、講談社

参考資料 1：母の涙

第68回全国盲学校弁論大会全国大会

《優勝弁論》

「母の涙」

福岡県立福岡盲学校 中学部3年 井上美由紀(15)

私は生まれた時の体重は500gしかありませんでした。生まれてすぐ、お医者様から説明があったそうですが、母は私のあまりの小ささに涙があふれて先生の説明が聞き取れなかつたそうです。私の5本の指はまるで爪楊枝のよう、頭の大きさは卵ぐらい、太もものは大人の小指ぐらいだったそうです。

それから7ヶ月間、私は病院の保育器の中で育ちました。母はその間、雨の日も雪の日も、毎日かかさず私に会いにきてくれました。保育器の中の私に声をかけたり、頭をなでたりしてくれました。母が指を私の手のひらにやると、私はそれをしっかりと握りしめていたそうです。

母が私に会いに来る時間になると、看護婦さんたちはあわてて私の顔をきれいにふいたり、おむつを換えたり、大変です。なぜなら私の顔が少しでも汚れていようものなら、母からきつくしかられるからです。「どうして今日は顔が汚いとね。顔ぐらいにきれいにふいてやらんね。忙しいとは分かるけど、それがあんたたちの仕事やろう」と、言ったそうです。

生まれて5ヶ月ぐらいになると、保育器から出て、初めて母に抱かれました。その軽さに母は「よくここまで生きてこれたね。よく頑張ったね。偉かったね」と言って、泣いたそうです。

このころ母は、私の目のことをお医者様から告げられました。「美由紀ちゃんの目は、将来、物を形として見ることができません」。母はその時、ふいてもふいても涙があふれて、どこをどうやって家まで帰り着いたのか分からなかったといいます。でも、母は間もなく気持ちを切り替えて、「美由紀と2人で頑張って生きていこう」と心に誓ったそうです。

私が幼稚園のころ、母と2人で近くの公園に行った時のことです。遊ぶ前に母は「ここにベンチがある」「少し歩くと看板があるから注意しなさい」と、その公園の様子を細かく教えてくれました。

でも、私はそこで遊んでいる途中にその看板に頭をぶつけて、大けがをしてしまいました。ところが母は私を助けてくれません。また、転んだけがをして知らん顔です。「あんたが注意して歩かんからやろ。痛かったらもっと気をつけて遊ばんね」。母の言葉はそれだけです。私が家の2階の階段から落ちて、本当に痛くて動けなくなつたことがあります。そんな時でも母は上から「あんた、そんなところで何しようとね」と言うので、私が大声で「階段から落ちて痛くて動けん」というと、母はたった一言「ご苦労さん」。それだけでした。

でも、ある時、こんな出来事がありました。ある日、私が公園のブランコに乗つて遊んでいると、男の子が3人やってくるなり、私の顔をのぞきこんで。こう言いました。「こんやつは目が見えんばい」。その時、母がそばに来て、「目が見えんけん何ね。こん子はあんたたちよりよっぽど頑張りやで、思いやりがあるとよ。分かったね」と言いました。そしたら男の子たちが「おばちゃん、ごめん」と言って、一緒に遊んでくれました。

私が小学校3年のころ、母と2人で補助車を取つて自転車に乗る練習をしました。私はてっきり母が自転車の後の荷台を持っていてくれるものだと思っていました。ところが母はベンチに座つて大声でしかるだけなのです。私は自転車ごと倒れてしまい、ひじやひざからは血が噴き出しました。でも、母は知らん顔です。

1回倒れたら、自転車がどこにあるか、ハンドルはどこにあるか、探すのが大変です。やつとのことでハンドルをつかんでも、今度は自転車を起こすのに一苦労です。それでも母は大声で怒鳴るばかりです。

私は腹が立って。「何で冷たい母親だろう」と心の中で思いました。

しばらくの間、乗っては倒れ、乗っては倒れしているうちに、何と自転車がスイスイ進ようになってしまったのです。その時、母が私のそばに走ってきて「美由紀、よく頑張ったね。何でも根性やろう。やろうと思ったらできるやろう」と言って、2人で抱き合って喜びました。抱き合ってるうちに、私は母に腹を立てていたことなど、すっかり忘れていました。

今、私は中学3年になりました。今でも母にはいろいろなことを教えてもらっています。人には思いやりを持つこと、やろうと思ったら出来るまで頑張ること、礼儀作法をきちんと守ることなどです。私はそんな母が大好きです。

私は目が見えないのでたくさんることは出来ないかもしれません。でも、努力することは出来ます。

今度は母に喜びの涙を流してもらいたいと思います。それはふいてもふいてもあふれ出てくる、喜びと幸せの涙です。それは私が私の夢を実現できた時にかなうことでしょう。

参考資料 2：ヘレンケラーはいかに教育されたか

(1) 1887年 3月20日

今朝、私の心はうれしさで高鳴っています。奇跡が起こったのです！知性の光が私の小さな生徒の心を照らしました。見てください。すべてが変わりました。

2週間前のような野生動物は、やさしい子どもに変わりました。私が手紙を書いていると、彼女は私のそばに座って、はれやかで幸福そうな顔付きをして、赤いスコットランドの毛糸で長い鎖編みをしていました。彼女は今週、ステッチを覚えました。そして、しあげることをとても自慢にしています。部屋の向こうまで届くほど長い鎖を編むのに成功すると、得意になって、自分で作った最初の作品に愛情をこめて頬ずりしました。

今では彼女は私にキスもさせますし、ことのほかやさしい気分のときなら、私の膝の上に1, 2分のあいだ乗ったりします。でも、私にお返しのキスはしてくれません。大きな進歩——価値ある進歩——をしました。この小さな野生児は、服従という最初の教訓を学び、そして、拘束が楽なものだと気づきました。今や、この子どもの心の中で動き始めている美しい知性を方向づけ、形づくることが、私の楽しい仕事となりました。（以下略）

(2) 1887年 4月5日

今朝とても大切なことが起こったので、あなたにどうしても一筆書きたいのです。ヘレンは、彼女の教育で大事な第二歩を歩み出しました。彼女は、すべての物は名前をもっていることと、指文字が自分が知りたいすべてのことへの手がかりになるということを学んだのです。

この前の手紙に、「mug」と「milk」は、他のことばより彼女にとってわかりにくいくらい書いたと思います。彼女は「drink」という動詞とこの二つの名詞を混同しました。彼女は「drink」という単語を知らなかったのですが、「mug」や「milk」を綴るときはいつも飲む身振りをしました。今朝顔を洗っているとき、彼女は「water」という名称を知りたがりました。彼女は、何かの名前を知りたいときには、知りたいものを指さし、そして私の手をたたきます。私は「water」と綴り、それについては朝食のあとまでとくに考えませんでした。

朝食後、私はこの新しい単語を利用して、「mug·milk」のむずかしさを解決できるかもしれないと思いました。井戸小屋に行って、私が水を汲み上げている間、ヘレンの自由な方の手に「water」と綴りました。その単語が、たまたま彼女の手に勢いよくかかる冷たい水の感覚にとてもぴったりしたことが、彼女をびっくりさせたようでした。彼女はコップを落とし、くぎづけされた人のように立ちすくみました。

ある新しい明るい表情が浮かびました。彼女は何度も、「water」と綴りました。それから、地面にしゃがみこみその名前をたずね、ポンプやぶどう棚を指さし、そして突然振り返って私の名前をたずねたのです。私は「Teacher」と綴りました。ちょうどそのとき、乳母がヘレンの妹を井戸小屋に連れてきたので、ヘレンは「baby」と綴り、乳母を指しました。家にもどる道すがら彼女はひどく興奮していて、手にふれる物の名前をみな覚えてしまい、数時間で今までの語彙に30もの新しい単語をつけ加えることになりました。それらのいくつかをここにあげます。door open shut give go come その他多く。（以下略）

参考資料 3：大阪府事業「まなびングサポート」概要

「まなびングサポート」として登録していただく学生のみなさんへ

【1】事業の概要

(1) 事業のねらい

「まなびング」サポート事業は、「勉強がもっとわかりたい」「楽しく学びたい」という子どもたちの願いに応えるために、府内の小中学校（小学校731校、中学校334校）の要請に応じて、大学生のみなさんに学校に行って学習支援活動をおこなっていただく事業です。

「学校に行って子どもたちと一緒に活動したい。」「教職をめざすため、学校現場をもっと知りたい。」というみなさんの期待に応えるとともに、教育実習とはちがった発見もあり、教職をめざす方にとっても、有意義な経験となることでしょう。

(2) 活動例

- 教科学習の指導補助（授業補助・個別指導補助・実験実習補助・実技指導補助 等）
- 「総合的な学習の時間」や体験活動の指導補助
- パソコン指導補助、図書館教育指導補助、英会話・英語活動指導補助 等
 - 学級活動・学年活動の補助
 - 行事の補助（校外活動・体育的行事・学芸的行事 等）
 - 休み時間や放課後の活動（学習相談や子どもとの遊び 等）

(3) 諸謝金・保険等

原則として無償としていますが、必要に応じて交通費相当額の謝金（1回2時間程度につき1000円）を支給します。また、謝金の有無にかかわらず、センターを被保険者とする傷害・賠償保険を加入します。

【2】活動にあたっての留意事項

子どもたちの学習活動の支援者としてふさわしい態度をとるとともに、以下の点を遵守してください。

- ① 憲法と教育基本法を尊重し擁護する立場であること。
- ② 校長や担当者の指示に従い、学校の規律を守ること。
- ③ 政治教育その他政治的活動や、宗教教育その他宗教的活動を行わないこと。
- ④ 学校教育活動にふさわしくない行為を行わないこと。
- ⑤ 活動従事中に知り得た情報等を漏らしてはならないこと。